

平成30年（措）第17号

排除措置命令書

大阪市北区角田町8番7号

株式会社阪急阪神百貨店

同代表者 代表取締役 荒木直也

大阪市中央区難波五丁目1番5号

株式会社高島屋

同代表者 代表取締役 木本茂

大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号

株式会社近鉄百貨店

同代表者 代表取締役 高松啓二

大阪府守口市河原町8番3号

株式会社京阪百貨店

同代表者 代表取締役 辻良介

東京都千代田区二番町5番地25

株式会社そごう・西武

同代表者 代表取締役 林拓二

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文及び理由中の用語のうち、別紙1「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙1「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

1 株式会社阪急阪神百貨店（以下「阪急阪神百貨店」という。）、株式会社高島屋（以下「高島屋」という。）、株

式会社近鉄百貨店（以下「近鉄百貨店」という。），株式会社京阪百貨店（以下「京阪百貨店」という。）及び株式会社そごう・西武（以下「そごう・西武」という。）の5社（以下「5社」という。）は，それぞれ，次の事項を，取締役会において決議しなければならない。

- (1) 5社及び株式会社大丸松坂屋百貨店（以下「大丸松坂屋百貨店」という。）の6社（以下「6社」という。）の近畿地区における別紙2記載の店舗（以下「6社の近畿地区的店舗」という。）において顧客から收受する優待ギフト送料（ウェブサイトにおいて優待ギフトの配送を受託する際に收受するものを除く。以下同じ。）について，遅くとも平成27年9月上旬までに（そごう・西武にあっては遅くとも平成28年2月上旬までに）6社が共同して行った，優待ギフト送料の額を300円（消費税相当額を除く。以下同じ。）程度に引き上げる旨の合意が消滅していることを確認すること。
 - (2) 今後，相互の間において，又は他の事業者と共同して，近畿地区的店舗において顧客から收受する優待ギフト送料の額を決定せず，各社がそれぞれ自主的に決めること。
 - (3) 今後，相互に，又は他の事業者と，近畿地区的店舗において顧客から收受する優待ギフト送料の額に関する情報交換を行わないこと。
- 2 5社は，それぞれ，前項に基づいて採った措置を，自社を除く4社に通知するとともに，自社の顧客に周知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知，周知及び周知徹底の方法については，あらかじめ，公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 5社は，今後，それぞれ，相互の間において，又は他の事業者と共同して，近畿地区的店舗において顧客から收受する優待ギフト送料の額を決定してはならない。
- 4 5社は，今後，それぞれ，相互に，又は他の事業者と，近畿地区的店舗において顧客から收受する優待ギフト送料

の額に関する情報交換を行ってはならない。

5 5社は、それぞれ、第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人等の概要

ア 5社は、それぞれ、肩書地に本店を置き、自社が販売する優待ギフトの配送に係る役務を顧客に対して提供していた。

イ 名宛人以外の大丸松坂屋百貨店は、東京都江東区木場二丁目18番11号に本店を置き、自社が販売する優待ギフトの配送に係る役務を顧客に対して提供していた。

ウ 名宛人以外の株式会社高島屋サービス（以下「高島屋サービス」という。）は、東京都中央区日本橋小網町6番7号に本店を置き、高島屋が90.3パーセントを出資する同社の子会社であって、平成29年8月末まで、高島屋から、同社が販売する優待ギフトの配送に係る役務に関し、同社が販売する優待ギフトの包装、保管、発送等の物流に関する業務を受託していた者である。

(2) 優待ギフトの配送の受託状況等

ア 6社は、それぞれ、6社の近畿地区の店舗において顧客から收受する優待ギフト送料の額を定め、優待ギフトの配送を依頼した顧客から優待ギフト送料を收受していた。

イ 6社は、それぞれ、優待ギフトの配送業務について、あらかじめ契約した運送業者に運送料を支払って委託していたところ、平成26年頃以降、6社がそれぞれ優待ギフトの配送業務を委託している運送業者のほとんどから運送料の引上げの要請を受けていた。

ウ 6社の近畿地区の店舗において收受する優待ギフト送料の額の合計は、近畿地区に店舗を設置する百貨店業者が近畿地区の店舗において收受する優待ギフト送料の総額のほとんどを占めていた。

(3) 大阪百貨店物流連絡会

6社のうち高島屋を除く者ら及び高島屋サービスは、平成26年5月頃か

ら平成29年5月頃までの間、各社の物流担当者が参加する大阪百貨店物流連絡会と称する会合（以下「物流連絡会」という。）を毎年5回定期的に開催し、各社の優待ギフト等の予想配送個数や配送個数実績、カタログにおける優待ギフトの掲載個数、販促施策、配送業務に関する顧客からの問い合わせの状況や新たな取組等の情報交換を行っていた。

なお、高島屋サービスは、物流連絡会において、高島屋の優待ギフトの配達業務に関する情報を6社のうち高島屋を除く者らに提供していた。

2 合意の成立等

- (1) 6社及び高島屋サービスは、前記1(2)イの運送業者からの要請により配達費用の増加が見込まれたことから、これを優待ギフト送料に転嫁して、物流に係る収支の改善を図るため、平成27年7月頃から同年9月上旬にかけて、物流連絡会の場で又は個別に、近畿地区の店舗において顧客から收受する優待ギフト送料の額の引上げについて情報交換を行い、6社のうちそごう・西武を除く者は、遅くとも平成27年9月上旬までに、各社の近畿地区の店舗において顧客から收受する優待ギフト送料の額を300円程度に引き上げることを合意した。
- (2) 阪急阪神百貨店、近鉄百貨店、京阪百貨店及び大丸松坂屋百貨店並びに高島屋サービスは、平成28年1月頃に開催した物流連絡会において、平成28年中元期から、各社の近畿地区の店舗において顧客から收受する優待ギフト送料の額を300円に引き上げることを確認した。
- (3) そごう・西武は、平成27年9月上旬以降も引き続き、物流連絡会の場で又は個別に、阪急阪神百貨店、近鉄百貨店、京阪百貨店及び大丸松坂屋百貨店並びに高島屋サービスとの間において、近畿地区の店舗において顧客から收受する優待ギフト送料の額の引上げについて情報交換を行い、遅くとも平成28年2月上旬までに、前記(1)の合意に参加した。
- (4) そごう・西武は、遅くとも平成28年3月上旬までに、平成28年歳暮期から、自社の近畿地区の店舗において顧客から收受する優待ギフト送料の額を300円に引き上げることとした。

3 実施状況

前記2の合意に基づき、阪急阪神百貨店、高島屋、近鉄百貨店、京阪百貨店及び大丸松坂屋百貨店は、平成28年中元期から、また、そごう・西武は、同年歳暮期から、6社の近畿地区の店舗において顧客から收受する優待ギフト送

料の額を300円に引き上げた。

4 合意の消滅

平成29年7月19日、本件について、公正取引委員会が独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ、同日以降、6社の近畿地区の店舗において顧客から收受する優待ギフト送料の額の引上げについての情報交換は行われていない。このため、同日以降、前記2の合意は事実上消滅しているものと認められる。

第2 法令の適用

前記事実によれば、6社は、共同して、6社の近畿地区の店舗において顧客から收受する優待ギフト送料の額を300円程度に引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、近畿地区に店舗を設置する百貨店業者が近畿地区の店舗において販売する優待ギフトの配送分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、5社については、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為の取りやめが公正取引委員会の立入検査を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、5社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成30年10月3日

公正取引委員会

委員長 杉 本 和 行

委 員 山 本 和 史

委 員 三 村 晶 子

委 員 青 木 玲 子

委員 小島吉晴

別紙1

番号	用語	定義
1	優待ギフト送料	中元期又は歳暮期のみに使用するカタログに掲載して販売する商品の配送を受託する際に顧客から收受する配送料金であって、全国各地への配送が一律の額の料金であるもの（金券類の配送に係るものと除く。）
2	優待ギフト	優待ギフト送料が適用される商品
3	近畿地区	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県

別紙2

番号	事業者	店舗
1	株式会社阪急阪神百貨店	阪急うめだ本店, 千里阪急, 川西阪急, 宝塚阪急, 堺北花田阪急(平成29年7月31日に閉店した。), 西宮阪急, 阪急メンズ大阪, 三田阪急, 阪神梅田本店, あまがさき阪神, 阪神・にしのみや及び阪神・御影の各店舗
2	株式会社高島屋	大阪店, 堺店, 泉北店, 京都店及び洛西店の各店舗
3	株式会社近鉄百貨店	あべのハルカス近鉄本店, 上本町店, 東大阪店, 奈良店, 檜原店(ショップ桔梗が丘(平成30年3月31日に閉店した。)を含む。), 生駒店, 和歌山店及び草津店の各店舗
4	株式会社京阪百貨店	守口店, 枚方店, 京橋店, くずは店及び住道店の各店舗
5	株式会社そごう・西武	西武高槻店(平成29年10月1日に株式会社エイチ・ツー・オーアセットマネジメントに事業譲渡された。), 西武八尾店(平成29年2月28日に閉店した。), 西武大津店, そごう西神店及びそごう神戸店(平成29年10月1日に株式会社エイチ・ツー・オーアセットマネジメントに事業譲渡された。)の各店舗
6	株式会社大丸松坂屋百貨店	大丸心斎橋店, 大丸梅田店, 大丸京都店, 大丸山科店, 大丸神戸店, 大丸須磨店, 大丸芦屋店及び松坂屋高槻店の各店舗